

深谷市水道事業 浄配水場運転管理等業務委託
受注候補者選定基準

令和7年9月

深谷市環境水道部水道工務課

1. 趣旨

この選定基準は、「深谷市水道事業 浄配水場運転管理等業務委託」（以下「本業務委託」という。）に係る公募型プロポーザルにおいて、当該プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された技術提案書の業務水準等に関して、客観的な評価を行うための基準として定めるものである。

2. 受注候補者選定方式

公募型プロポーザル方式

3. 一次審査の概要

「深谷市水道事業 浄配水場運転管理等業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、参加資格が満たされていることを確認する。参加資格を満たしていないことが確認された場合は、一次審査で不合格とする。この審査は、事務局にて行う。

4. 二次審査の概要

実施要領に基づき、提出された書類の型式審査を事務局が行い、要件を満たしていることが確認されたものののみ、「深谷市水道事業 浄配水場運転管理等業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において評価・審査を行い、受注候補者を決定する。

（1）評価等の方法

ア）技術提案書プレゼンテーション

提出書類の要件を満たしている参加者を対象として、技術提案書のプレゼンテーションの機会を設け、質疑応答を行う。

審査委員会は、プレゼンテーションの内容と技術提案内容との整合を確認し、各参加者への共通質問や個別質問により、技術提案の内容若しくは疑義を確認する。

イ）定量化審査

審査委員会は、技術提案書の内容についてプレゼンテーションの結果を踏まえ、合議制による審査を行い、各評価項目について、この選定基準に示す得点化の方法に従って得点化する。

（2）受注候補者の選定

ア）技術提案の合格点

審査委員会は、合計得点が 60 点以上の参加者を合格者とし、合格者の中から最高点を獲得した者を受注候補者として選定する。

イ）最も高得点の者が 2 者以上（同得点）の場合の選定

審査の結果、最も高得点の者が 2 者以上（同得点）の場合は、評価事項のうち、「要求水準の確保に関する事項」の各評価項目の合計得点が高い者を受注候補者とする。「要求水準の確保に関する事項」も同得点の場合は、評価項目の「ア 運転管理業務に関する提案事項」「イ 水質管理業務に関する提案」の合計得点が高い者を受注候補者とし、さらに同得点の場合は、提案見積額の低い者を受注候補者とする。

ウ) 参加者が1者の場合の対応について

参加者が1者の場合は、実施要領及び本選定基準に従い審査を行い、合格点に達した場合は、当該参加者を受注候補者として取り扱うものとする。

エ) 合格者無しの場合の選定

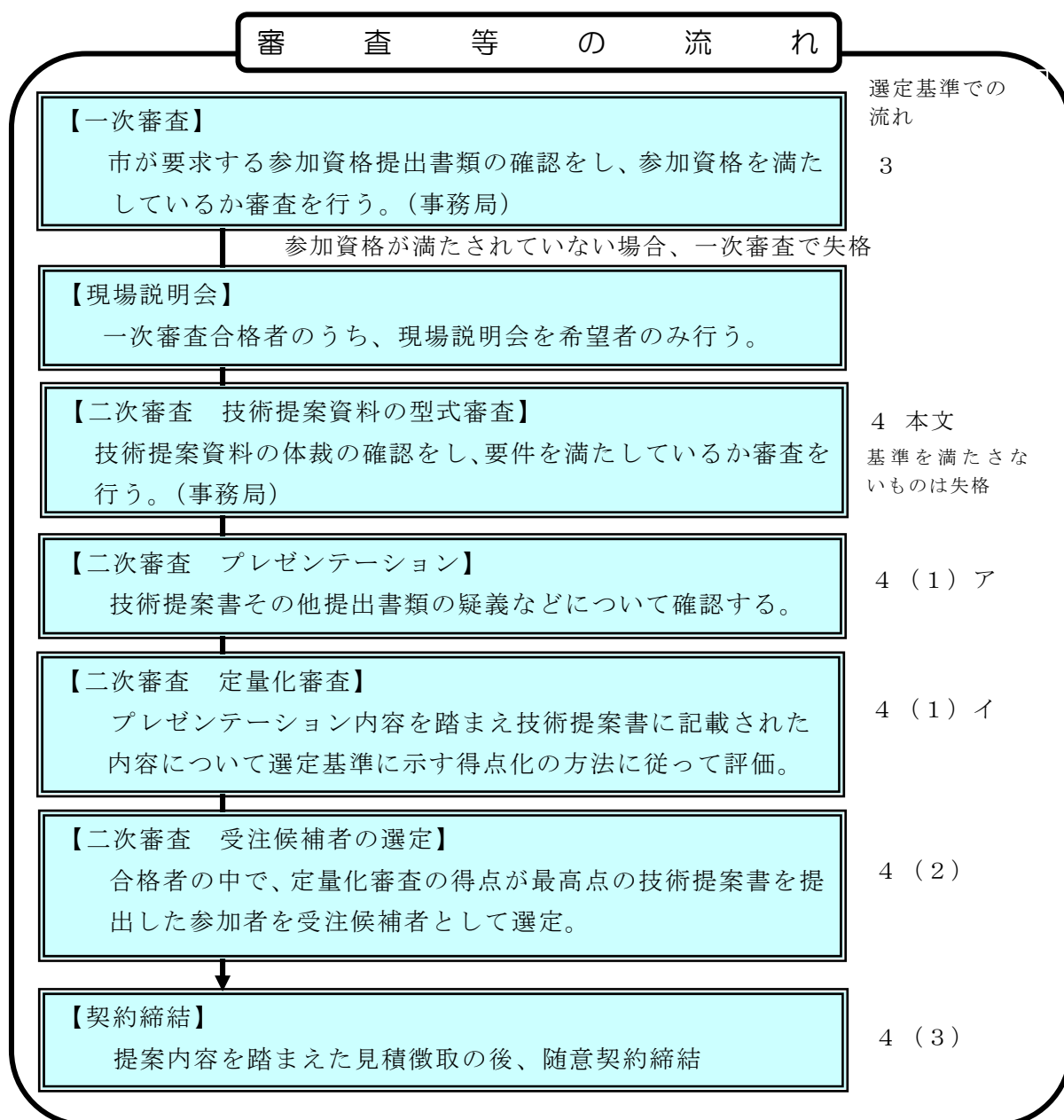
技術提案書審査の結果、提出された全ての提案書が合格点に満たない場合は、参加者へ技術提案書の再考及び再提出を依頼するものとする。

この場合において、参加者へ再提出の意思を確認し、再提出の意思を表明した者より技術提案書の提出後、審査委員会にて再審査を行う。なお、必要な場合はヒアリングを実施するが、プレゼンテーションは行わないものとする。

(3) 契約の締結

市は、受注候補者から見積りを徴し、合意に至ったときは、随意契約を締結する。

合意に至らなかったときは、次位高得点獲得者から見積りを徴し、合意に至ったときは、随意契約を締結する。



5. 審査の方法

(1) 一次審査における審査方法

一次審査は事務局が実施要領に基づき実施する。

(2) 二次審査における審査方法

ア 二次審査（技術提案資料の型式審査）は事務局が実施要領に基づき実施する。

イ 二次審査（プレゼンテーション）は審査委員会がプレゼンテーションや技術提案の内容を確認する。

ウ 二次審査（定量化審査）は審査委員会が以下の配点及び得点化方法に基づき実施する。

ア) 審査における配点

定量化審査の配点は、【表 1】のとおりとする。

【表 1】定量化審査の配点

評価事項	評価項目	配点	
(1)企業の業務遂行能力	ア 経営状況等の安定度	4 点	10 点
	イ 類似施設及び水道施設の受託実績	3 点	
	ウ 本業務実施体制・有資格者・経験者	3 点	
(2)業務実施に関する事項	ア 業務実施に関する基本方針	5点	10 点
	イ 安全衛生管理に関する提案事項	5点	
(3)要求水準の確保に関する事項	ア 運転管理業務に関する提案	10点	40 点
	イ 水質管理業務に関する提案	10点	
	ウ 施設点検業務に関する提案	5点	
	エ 日常点検業務に関する提案	5点	
	オ 薬品等調達及び管理業務に関する提案	5点	
	カ 緑地管理業務、清掃業務、業務補助に関する提案	5点	
(4)危機管理能力	ア 危機管理の対応方針・対策に関する提案	12 点	
(5)その他の業務提案	ア 業務改善に関する提案（水道D X、将来的な上下水道一体化に関する提案等）	8 点	13 点
	イ 地元企業・雇用への配慮	5 点	
提案見積額	算定式による得点化	15 点	
合計得点		100 点	

※()番号は、「6 評価の視点」に対応している。

イ) 定量化審査における得点化の方法

- a 定量化審査は、提案見積額を除く各評価項目について【表 2】に示す 6 段階評価により得点化する。

【表 2】定量化審査の得点化

評価	得点	評価の意味合い
A	配点×1.00	特に優れている
B	配点×0.80	優れている
C	配点×0.60	普通
D	配点×0.40	やや劣る
E	配点×0.20	劣る
F	配点×0.00	記載なし（評価不能）

b 提案見積額の得点化方法は以下のとおりとする。

$$\text{得点} = \text{配点} \times \text{最低提案見積額} \div \text{当該提案見積額}$$

6. 評価の視点

（1）企業の業務遂行能力

ア 経営状況等の安定度

会社の規模や自己資本比率・企業財務の経常収支比率から財務・経営状況を確認し、本業務履行期間において安定して業務を行うことができる経営基盤を有しているかを評価する。

イ 類似施設及び水道施設の受託実績（仕様書第3条、第23条関連）

本業務を履行するにあたり、十分な知識と経験を有しているかを評価する。

ウ 本業務実施体制・有資格者・経験者（仕様書第6条、第7条、第9条関連）

本業務を履行するにあたり、必要な有資格者や経験者を有しているか、また、人員配置計画や企業としての支援体制の有無について評価する。

（2）業務実施に関する事項

ア 業務実施に関する基本方針（仕様書第1条、第2条、第5条、第8条、第13条、第22条、第32条関連）

水道施設の重要性に鑑み、また本業務委託目的を踏まえ、これらを的確かつ効率的に達成するための管理思想・実施方針などについて、留意事項や妥当性が提案されているか評価する。

イ 安全衛生管理に関する提案事項（仕様書第8条、第15条、第20条関連）

事故を未然に防止し、安全に業務を履行するための安全衛生管理に係る計画・組織体制及び見学者等の安全対策について、その具体性と妥当性を評価する。

（3）要求水準の確保に関する事項

ア 運転管理業務に関する提案（仕様書第8条、第24条、第30条、第32条関連）

安全で良質な水を供給するために浄水処理の安定的かつ効率的運転について、具体性と妥当性を評価する。

イ 水質管理業務に関する提案（仕様書第24条、第30条関連）

日常的及び定期的な水質分析の検査結果に個人差を生じさせないための精度管理

等の実施方法について、具体性と妥当性を評価する。

ウ 施設点検業務に関する提案（仕様書第 25 条関連）

各設備の安定性を維持するための保守管理について、具体性と妥当性を評価する。

エ 日常点検業務に関する提案（仕様書第 25 条関連）

各施設の巡視及び点検の実施方法について、具体性と妥当性を評価する。

オ 薬品等調達及び管理業務に関する提案（仕様書第 26 条関連）

浄水処理及び採水業務において必要な薬品・試薬等の調達・管理方法について、具体性と妥当性を評価する。

カ 緑地管理業務、清掃業務、業務補助に関する提案（仕様書第 27 条、第 28 条、第 29 条関連）

業務の範囲における除草・植栽管理・清掃及び業務補助について、具体性と妥当性を評価する。

（4）危機管理能力（仕様書第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 32 条関連）

ア 危機管理の対応方針・対策に関する提案

地震や台風等自然災害、流行性疾病への対策・対応方法、配水水質若しくは排水水質の悪化、その他事故発生時における対策・対応方法、及び業務継続マニュアルに関する考え方について、具体性と妥当性を評価する。

（5）その他の業務提案

ア 業務改善に関する提案（水道 D X、将来的な上下水道一体化に関する提案等）

本業務及び水道事業における業務の効率化を図るための改善等提案について、具体性と妥当性を評価する。

イ 地元企業・雇用への配慮

調達、雇用、外注等本業務内における地域への貢献について、具体性と妥当性を評価する。